

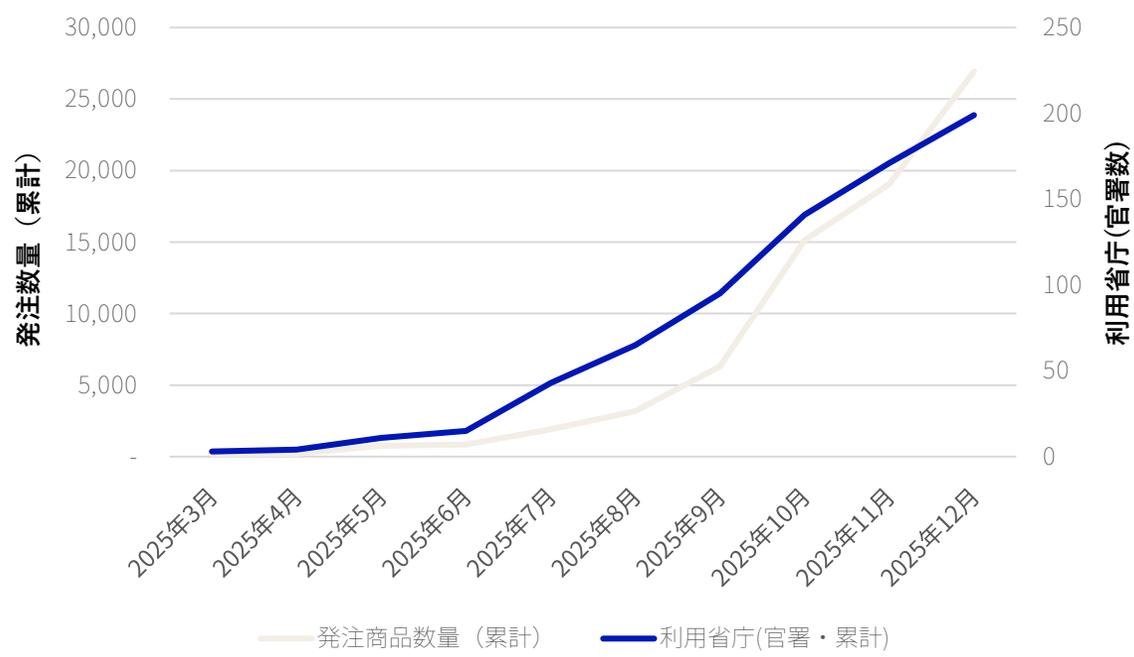
少額物品調達業務の利用促進に向けた取組 について

令和8年2月13日 デジタル庁

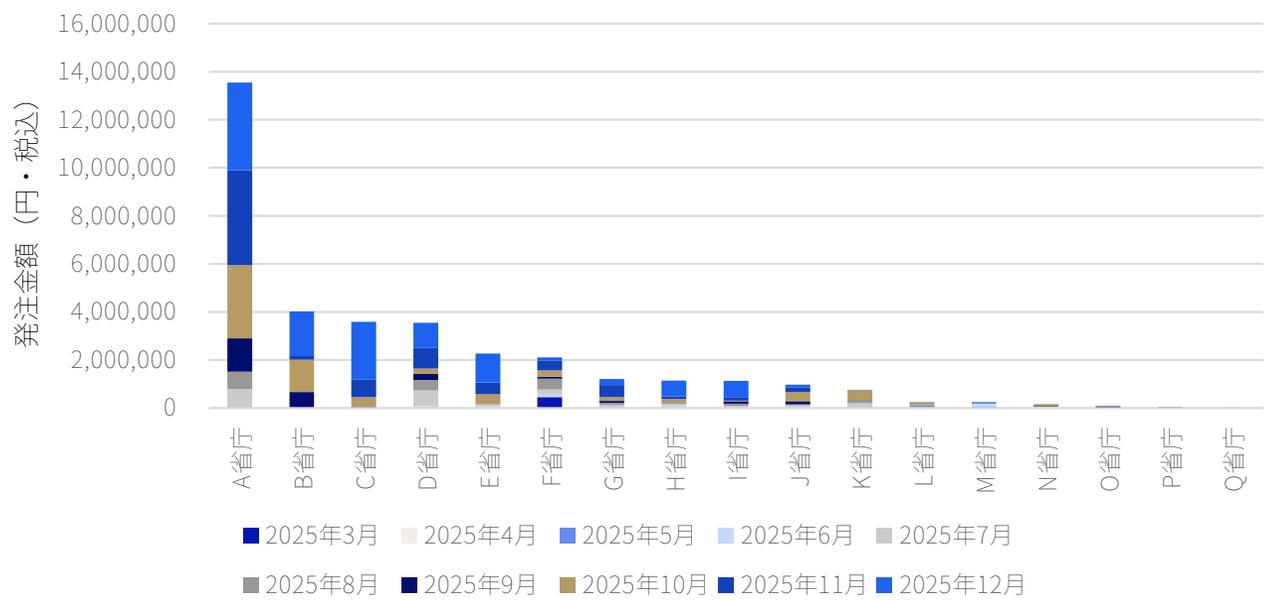
少額物品調達業務（電子調達システム（GEPS）のサブ機能）の概要

- 電子調達システムは入札を前提としたシステムであったことから、年間約45万件※¹ある300万円以下※²の少額物品調達については対象外となっていたため、新たな機能として、民間事業者が出品した商品を**マーケットプレイス形式※³**で**検索・発注できる機能を令和7年3月より導入**。
- 商品は、公募で選定した外部カタログ事業者と随時参加可能な内部カタログ事業者で**約7,000万点※⁴**を超える商品が出品されており、充実したラインナップである。
- 現在（12月末時点）、**21府省庁、199官署が本機能を利用**しており、A省庁、E省庁、F省庁では、地方官署への利用促進を積極的に進めていただいている。ご利用いただけていない**13府省庁等**においては、**積極的な利用を検討**いただきたい。

利用省庁(官署数)・発注数量（累計）



各府省庁等 利用実績
（発注金額ベース） 単位（円・税込）



※1 平成29年度中小企業庁レポートによる。
 ※3 売り手と買い手がインターネット上で結ばれる取引市場のこと。

※2 予算決算及び会計令が令和7年4月1日に改正され「300万円以下」に変更。
 ※4 公募時点の情報。

令和7年12月末時点 電子調達システムにおける電子契約率

府省等	旧指標※1	新指標※2
	電子契約率	電子契約率 (少額物品調達業務を含む)
A省庁	35.1%	49.5%
B省庁	55.7%	63.4%
C省庁	36.3%	43.9%
D省庁	13.2%	20.3%
E省庁	36.5%	42.0%
F省庁	69.4%	72.0%
G省庁	46.5%	48.9%
H省庁	20.4%	22.1%
I省庁	67.5%	68.9%
J省庁	51.8%	52.9%
K省庁	62.5%	63.4%
L省庁	55.8%	56.3%
M省庁	46.1%	46.6%
N省庁	61.4%	61.6%
O省庁	94.0%	94.2%
P省庁	56.5%	56.5%
Q省庁	76.3%	76.3%
内閣法制局	80.0%	80.0%
会計検査院	80.0%	80.0%
個人情報保護委員会	74.4%	74.4%
カジノ管理委員会	62.5%	62.5%
内閣官房	61.7%	61.7%
人事院	59.3%	59.3%
消費者庁	57.4%	57.4%
金融庁	53.3%	53.3%
経済産業省	51.1%	51.1%
復興庁	28.6%	28.6%
こども家庭庁	19.1%	19.1%
宮内庁	16.9%	16.9%
国立国会図書館	0.0%	0.0%
合計	52.5%	54.5%

5%以上、上昇している府省庁等

- 少額物品調達業務の利用による契約は、他の契約案件と比較して件数が多く、電子契約率を上昇させる効果がある。
- 来年度からは電子契約率の指標は、少額物品調達業務を含んだ「新指標」のみを公表予定。

未利用の府省庁等※3
電子契約率の向上に向けて、少額物品調達業務の積極的な利用を。

※1 現行の電子契約率：少額物品調達業務を除く数字。計算式は、電子応札案件数(b)、電子契約案件数(x)、事後登録案件数(w)とすると、 $(x)/(b+w)*100$ で算出。
 ※2 来年度からの電子契約率（少額物品調達業務を含む）：電子応札案件数(b)、電子契約案件数(x)、事後登録案件数(w)、少額物品調達案件数(v)とすると、 $(x+v)/(b+w+v)*100$ で算出。
 ※3 令和7年12月末時点

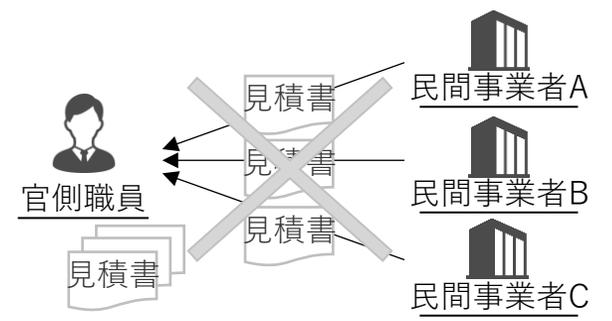
少額物品調達業務を利用するメリット

必要なものを必要なタイミングで、コストを抑えて即座に調達することが可能

業務効率化・納期短縮

- ✓ 出品事業者の商品価格を即座に比較、複数社から見積を取得していた作業が不要になり、従来の業務を軽減できる。
納期も従来より短縮される。

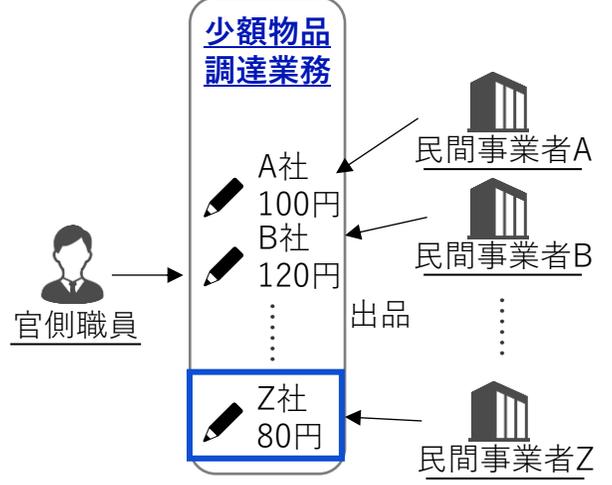
【従来の少額随契業務における価格比較方法】



納期の短縮
発注～納品・検査までの期間は実績値で**平均2.1日**（最短は当日）まで短縮

調達価格の低減

- ✓ 多くの民間事業者が参加することで価格競争が促されており**調達価格を低減**できる。（法人価格での提供など）



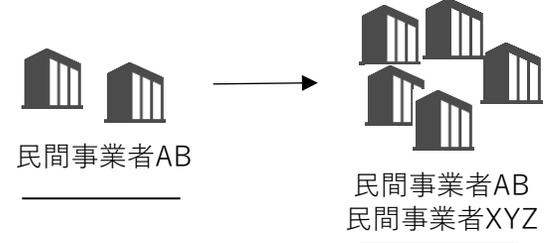
調達コスト削減
外部の商品販売サイトの価格よりも**約13%安価な購入**が可能※

※本システムで購入された約200商品に対して調査を実施

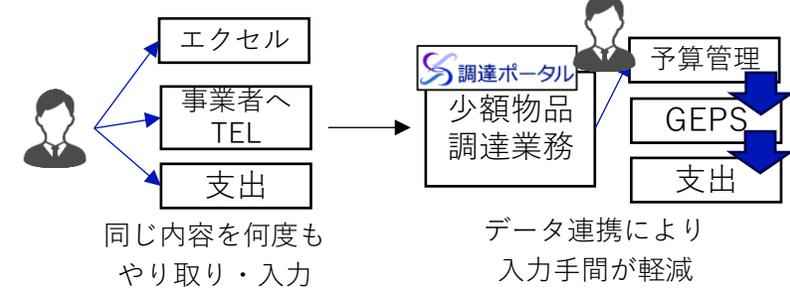
利用することで更なるメリットが

- ✓ **【ネットワーク効果】** 全府省庁で利用することで参入事業者の増加による**価格低減**や更なる**便利な共通機能の開発**が可能。
- ✓ **【更なる業務効率化】** 財務会計DXによるシステム連携などの改善により、さらなる**業務の効率化**も可能。

【多くの事業者参加による価格競争性が増す】



【各システム連携によりワンスオンリー実現】



その他のメリット 配送料が全国一律※
 ✓ 遠方への配送がお得
 ※ 外部カタログ事業者のみ

在庫不要
 ✓ 在庫を抱える必要がなく、
 適宜購入することで需要を予想する必要もない

希少品の購入しやすさ
 ✓ 取り扱い商品数が多いため、
 人気商品も見つかるケースがあり（熊スプレーなど）

セキュリティ確保
 ✓ GEPS内への情報保管、
 GIMAでの認証等により
 セキュリティ確保

利用促進 活動状況について

デジタル庁では行革事務局と協働し、**各種説明会を積極的に開催し、最新の取組状況や実務に直結する知見を共有**している。
未参加の各府省庁のご担当者におかれては、**説明会に積極的に参加し、実務の効率化に役立てていただきたい。**

目的	内容	参加者	時期
トップダウン	事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議（本会議） ・第5回、第8回、第9回、第10回（本会議）で開催	各府省庁等 審議官	随時
	政府調達手続の電子化推進省庁連絡会議 幹事会(第42回)	GEPSを利用する全府省庁等の会計課課長	2024年11月実施済
ボトムアップ (現場)	地方説明会(財務省) ・中国地区(2024年9月)、四国(2024年10月)、東海(2024年12月)、近畿(2024年12月)、東海(2025年6月)、北陸(2025年7月)、中国地区(2025年9月)、福岡(2025年10月)、四国(2025年11月)、北海道(2025年11月)、近畿(2025年12月)、九州(2025年12月)にて開催済。	その地域の地方官署の調達関係者	2024年9月～2025年12月
	各省個別説明会・操作説明会（デジタル庁） ・警察庁、国土交通省、農林水産省、総務省、防衛省、国立国会図書館、経済産業省、法務省の個別官署など開催済。 参加省庁を募集中	会計課職員	各省庁と調整
	政府調達手続の電子化推進省庁連絡会議 システム設計WG ・優良事例の紹介、利用状況の共有など、10月、1月開催済	GEPSを利用する全府省庁等の会計課職員等	約2か月ごとに開催
	講習会（官・民） 5日間 開催済	全府省庁等	2025年6月実施済
	商品を見て触ってみることができる展示会（デジタル庁） 来年度春に開催予定	主に地方官署職員・カタログ事業者	来年度春以降計画
デジタル庁 会計課での活動	5月から利用開始済。 調達範囲拡大のため、各グループ庶務に利用権限を追加付与。調達頻度や要求事項の取りまとめ方法を調整し、9月からより広範囲の調達に対応。	—	—

※地方説明会や各省個別説明会・操作説明会に参加希望の方はデジタル庁GEPS/GECS担当までご連絡ください。

(参考) 各府省庁での普及に向けた活動事例

- 少額物品調達業務機能を活用した業務の効率化に向けて、各府省庁での普及に向けた活動事例を参考にしていきたい。

項番	府省庁の特徴	実施府省庁	事例
1	地方官署が多い府省庁	A省庁 C省庁 E省庁	<ul style="list-style-type: none"> トップダウンでの本省・地方支分部局へ利用開始を推進する通達等の発出し、メリットを最大化
			<ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局含めた説明会の実施
			<ul style="list-style-type: none"> 全国（本庁や本庁外）展開に向けた試行を実施し、段階的に本格化
2	独自ルールがある	E省庁	<ul style="list-style-type: none"> 省庁独自ルールを踏まえた簡易マニュアルの作成し、業務変更の混乱を最小限に
3	特殊な商品を取り扱う府省庁	B省庁	<ul style="list-style-type: none"> 必要とする商品が特殊であるため、内部カタログ事業者への参入を依頼し、購入可能な商品を増加
4	合同庁舎で利用したい府省庁	C省庁	<ul style="list-style-type: none"> 合同庁舎において、原課が直接荷物を受け取れるようにルール化
5	その他複数の府省庁 (デジタル庁がサポート)	A,B,C,F,H 省庁	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁との質問表を用いた不明点の確認と利用開始の準備、自府省庁内での利用に当たってのFAQの作成

(参考) 少額物品調達業務の利用開始に向けた参考資料

- 少額物品調達業務の**利用開始に当たっての主な課題に関する参考資料**については下記参照。
- 少額物品調達を行う**職員への周知・展開**とともに、**地方支分部局のある府省庁**においては**地方支分部局向け**の資料の展開や利用開始を促す**案内（事務連絡等）の発出**をお願いしたい。

導入前の課題解決

各府省庁ルールに対してGEPSを使う際の解釈など（予定価格設定など）

「よくある質問」を参照※

利用開始

利用開始する際の権限付与など

「初めてご利用の方へ」を参照※

操作方法の習得

具体的な画面操作手順や入力の注意点など

「講習会資料」を参照※

入力手間の軽減

ADAMSやEASY連携が不要な場合に大幅に入力を軽減する手順など

「必須項目について」を参照※

少額随意契約オープンカウンタ方式機能の対応の概要

- 少額物品調達業務は役務や特殊品等の調達には不向き。このため、少額随意契約向けの新たなオープンカウンタ方式を令和8年3月に導入。従来の全省庁統一資格・電子証明書の要件を見直し、GビズIDで見積書を提出できるようにして事業者の参入を拡大する。

300万円以下の少額随意契約	これまで	令和8年3月～
<ul style="list-style-type: none">・ 役務・ 特殊品の取得・ 地域企業の参画 等を伴う調達※1 <small>※1 少額随意契約オープンカウンタ方式による調達案件</small>	<p>参入事業者が限定的</p> <p>見積書を提出するためには、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全省庁統一資格の保有・ 電子証明書（事業者が取得費用負担）によるGEPSへの利用者登録・ログイン 又は郵送・メールが必須だった。	<p>幅広い事業者が参加可能に</p> <p>GビズID（無償）を用いて見積書を提出することが可能に</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 標準品・ 消耗品 等の調達※2 <small>※2 p4に記載のメリットを享受可能</small>	<p>少額物品調達業務</p>	

デジタル庁
Digital Agency